

独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について

平成 30 年 3 月 30 日
総務省行政管理局

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「閣議決定」という。）等を踏まえて、「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」を次のとおり定める。

なお、本基準は、経営努力認定の一般的な考え方を示すものであり、法人の業務の特性などを踏まえた特段の取扱いが必要な案件については、個別に対応することとする。

1 独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善していく必要がある。このため、下記(1)から(3)に示す要件を満たしていることを条件に、法人の主体的な活動を通して得た利益の一定割合を、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 44 条第 3 項の定めるところにより、目的積立金として計上することを認めることとする。

（1）年度評価結果等及び年度計画予算について

法人が主務大臣に経営努力認定の申請を行うに当たっては、通則法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 35 条の 6 第 1 項第 1 号に基づいて主務大臣が行う前事業年度実績の評価の結果（年度評価結果）において、下記①から③の要件全てを満たしていることを要する。ただし、中期目標期間又は中長期目標期間の最終年度の翌年度に行う申請については、年度評価結果に代えて、通則法第 32 条第 1 項第 2 号又は第 35 条の 6 第 1 項第 2 号に基づいて主務大臣が行う評価の結果（見込評価結果）を用いることを認める。（注）

また、法人全体における前事業年度の当期総利益が前事業年度計画予算の当期総利益を上回っていることを要する（区分経理をしている場合には、勘定ごとに申請することとし、当該勘定においても前事業年度の当期総利益が前事業年度計画予算の当期総利益を上回っていることを要する。）。

- ① 総合評定が B 以上であること
- ② 総合評定が B である場合には、通則法第 29 条第 2 項第 2 号から第 5 号又は第 35 条の 4 第 2 項第 2 号から第 5 号に定める事項に関するいずれかの項目別評定で A 以上であること
- ③ 総合評定が B である場合には、通則法第 29 条第 2 項第 2 号から第 5 号又は第 35 条の 4 第 2 項第 2 号から第 5 号に定める事項に関する全ての項目別評定で C 以下がないこと。ただし、国立研究開発法人については、通則法第 35 条の 4 第 4 項に定める研究開発に関する審議会が、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）に起因する結果であると認めた場合は、この限りではない。

(注) 法人は6月末までに財務諸表案（利益処分書類案の中に目的積立金が記載）及び自己評価書を主務大臣に提出し、主務大臣は法人等との調整を経て財務大臣への協議を行い、8月末を目途に承認を行うものとする。ただし、最終年度の翌年度においては、法人は4月末までに財務諸表案及び自己評価書（見込評価結果でも可）を主務大臣に提出し、主務大臣は法人等との調整を経て財務大臣への協議を行い、6月末までに承認を行うものとする。

(2) 自己収入の獲得に係る活動について

自己収入（運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等の国民負担に帰さない収益。国又は地方公共団体からの受託収入は自己収入に含まれる。）から生じた利益については、下記①及び②の要件を満たしている場合には、10割を目的積立金として認める。ただし、特許等による知的財産収入に基づく利益については、下記①及び②の要件にかかわらず、10割を目的積立金として認める。

- ① 経営努力認定の申請対象となる利益が、経常収益（目的積立金及び寄付金以外の財務収益、雑益、その他中期計画又は中長期計画に関連しない活動による収益を除く。）から生じた利益であること。ただし、臨時利益と整理されたものであっても、寄付で得た資産の売却や出資業務として取得した有価証券の売却から生じた利益など、自己収入の獲得として認めることができ適切なものについては、個別に対応することとする。
- ② 経営努力認定の申請対象となる利益が、過去（中期目標期間又は中長期目標期間の年数）の平均実績を上回ること

(3) 運営費交付金で賄う経費の節減に係る活動について

法人において運営費交付金の予算配分が適正に実施されていることを確保するための体制が整備・運用されていることを前提に、下記①から③の要件全てを満たしている場合には、運営費交付金で賄う経費の節減から生じた利益の5割を目的積立金として認める。なお、下記要件のほか、経費節減の努力として認めることができるものについては、個別に対応することとする。

- ① 業務の一部未実施や中止等による運営費交付金で賄う経費の節減ではないこと
- ② 管理部門及び業務達成基準を採用している収益化単位業務における経費節減であること
- ③ 他の収益化単位業務からの運営費交付金の振替により生じた経費節減ではないこと

さらに、閣議決定において国立研究開発法人における経営努力認定については研究開発の特性を踏まえた柔軟な運用を行うとされていることなどを踏まえ、国立研究開発法人が上記に加えて、1（1）の主務大臣が行う評価の結果で下記①の要件を満たしている場合には7.5割を、下記②又は③の要件を満たしている場合には10割を目的積立金として認めることとする。

- ① 総合評定がAであること（下記③の場合を除く。）
- ② 総合評定がSであること
- ③ 総合評定がAかつ全項目別評定の2分の1以上でA以上であること

ただし、業務達成基準の採用及び次期中期目標期間又は次期中長期目標期間への積立金の繰越しを適正に行う観点から、収益化単位業務の実施期間が複数年度にまたがる場合で、かつ、中期目標期間又は中長期目標期間の最終年度にのみ利益を計上する場合は、上記整理により算定された額を収益化単位業務の実施期間で除した額に限り経営努力認定の対象とする（例えば、中期目標期間における収益化単位業務の実施期間を2年と3年に分けて2年目と5年目に利益を計上することとした場合、最終年度である5年目に計上した利益を3年で除した額が対象となる。）。

- 2 主務大臣は、経営努力認定を得ることを目的として不当に高い評定を付すことのないよう、これまでにってきた評価の水準との整合性などを参考にしつつ、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）を踏まえて、適正かつ厳正に評価を行うこととする。
- 3 目的積立金の使途については、通則法第 44 条第 3 項等を踏まえて、中期計画又は中長期計画において具体的に定めるものとする。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、その原資が運営費交付金であることから、通則法第 46 条の趣旨を勘案して、「運営費交付金で賄う経費」の範囲に限るものとする。
- また、次期中期目標期間又は次期中長期目標期間への積立金の繰越しについては、別途定める「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」（平成 18 年 6 月 22 日総務省行政管理局）に基づいて適切に行うこととする。
- 4 中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、利益剰余金及び運営費交付金債務の適切な管理・評価に資するため、通則法第 32 条第 2 項又は第 35 条の 6 第 3 項に基づき作成する事業年度実績の自己評価書において、「財務内容の改善に関する事項」の参考情報として、次の様式により目的積立金等の状況を明らかにすることとする。

(単位：百万円、%)

	平成○年度末 (初年度)	平成○年度末	平成○年度末	平成○年度末	平成○年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金					
目的積立金					
積立金					
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等					
運営費交付金債務					
当期の運営費交付金交付額(a)					
うち年度末残高(b)					
当期運営費交付金残存率(b÷a)					

(注 1) 横列は、当目標期間の初年度から最終年度まで設けること。

(注 2) 最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載すること。

(注 3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載すること（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越される。）。

(注 4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載すること。

- 5 経営努力認定の手続については、閣議決定において、「主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも 8 月末までには承認するよう努める」とされていること等を踏まえ、速やかに行うこととする。
- 6 「独立行政法人の経営努力認定について」（平成 18 年 7 月 21 日総務省行政管理局）は廃止する。